

# 令和4年国東市農業委員会 第13回(12月)総会議事録

1. 開催日 令和4年12月9日(火)午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員
5. 議事日程
  - 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第71号 農用地利用集積計画について
  - 議案第72号 農用地利用配分計画について
  - 議案第73号 令和4年度農地利用状況調査による非農地の決定について
  - 議案第74号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について
  - 議案第75号 空き家に付随した農地の指定について
6. 報告事項
  - 非農地の取消しについて
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和4年第13回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>本日の出席確認 本日は、3番 豊田委員が欠席で委員総数15名中14名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 一丸委員、6番 安松委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号66番から72番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
森委員	<p>申請番号69番・70番の譲受人が31歳と若いですが、何を耕作しているのでしょうか。</p>

議 長	イチゴを2反、黒米等の主食米を10町ほど耕作しています。
吉本委員	申請番号67番、72番の譲受人は農業をされるのでしょうか。空き家に付随した農地を取得した後、その農地が耕作されているのか実態調査すべきだと思います。
事務局	農地利用状況調査において遊休農地として報告がありませんので、耕作されていない農地はないと考えます。
笹野委員	以前空き家に付随した農地を取得され無農薬野菜等を栽培している方がおります。その方は、転入されて間もないため全ての農地を耕作することは出来ていませんが草刈等の管理をしっかり行っております。
吉本委員	農地の取得後3年間は耕作しなければならないとなっておりますが、特に空き家バンクを利用して取得された農地についてはそれが守られていないのが現状だと思います。
議 長	<p>空き家バンクを利用して取得された農地については、その地域の農地利用適正化推進委員を通じて取得後の利用状況を確認していくべきだと思います。</p> <p>その他、ご意見はありませんか。</p>
中島委員	申請番号68番、70番についてです。申請理由が規模拡大とありますが、譲受人に貸付地がある理由は何でしょうか。
議 長	<p>これは、随分前から他者に貸している農地で、引き続き貸すということです。</p> <p>その他、ご意見はありませんか。</p>
徳丸委員	申請番号72番についてです。譲渡人は当該農地を譲渡してもまだ他に農地が残るのですが、全部譲渡するという事ではないのですね。
事務局	はい、既に他者に貸しているということなので、所有の全筆を譲渡することにはなっておりません。

議 長	<p>その他、ご意見はありませんか。 （意見・質疑なし）</p> <p>それでは、議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局 橋上最適化推進委員	<p>（資料に沿って説明）</p> <p>（意見書について説明）</p>
議 長	<p>議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
吉本委員	<p>工事が終わってしまっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>許可をとっていないことが分かった時点で工事を一旦止めております。</p>
議 長	<p>その他、ご意見はありませんか。 （意見・質疑なし）</p> <p>それでは、議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p>

<p>事務局</p> <p>岩井最適化推進委員</p> <p>小玉最適化推進委員</p>	<p>次に議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>(申請番号 1 2 番について意見書を説明)</p> <p>(申請番号 1 3 番について意見書を説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について新背番号 1 2 番、1 3 番の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 71 号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第 71 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 71 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>議案第 71 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案番号 72 号 農用地利用配分計画について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案番号 72 号 農用地利用配分計画についてご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案番号 72 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案番号 72 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第 73 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地の決定について説明をお願いします。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第 73 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地の決定について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>議案番号 73 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地の決定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案番号 73 号 令和 4 年度農地利用状況調査による非農地の</p>

	<p>決定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第 74 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第 74 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について申請番号 2 番・3 番の説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
徳丸委員	申請番号 3 番についてです。標記されている事業を全て行っているということですか。
事務局	登記簿に記載されていますので、その通りだと思います。
議長	その他ご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	議案第 74 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 74 号 農地所有適格化法人に係る要件適格届については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 75 号 空き家に付随した農地の指定について説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議長	議案第 75 号 空き家に付随した農地の指定について事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
	(意見・質疑なし)

	<p>議案第 75 号 空き家に付随した農地の指定について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>( 全員挙手 )</p> <p>議案第 75 号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項 非農地の取消しについて事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>( 資料に沿って説明 )</p>
議 長	<p>非農地の取消しについて事務局から説明がありましたが、何か意見・質疑はございませんか。</p> <p>( 意見・質疑なし )</p> <p>次に協議事項について何かありますか。</p> <p>( 協議事項なし )</p> <p>次にその他をお願いします。</p>
事務局	<p>( 次回総会の日程について説明 )</p>
議 長	<p>その他は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p>
佐藤副会長	<p>これをもちまして、第 1 3 回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議 長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>

--	--